

番号	
項目	<p>選択型通所（第1号通所）事業において、サービス終了後も期間を延長できるようにしていただくことを要望いたします。</p>
	<p>（回答）</p> <p>選択型通所サービスは、運動器の機能又は口腔機能、栄養状態のいずれか若しくはいずれにも課題のある方に対し、短期間で集中的に運動機能の機能向上プログラムや口腔機能向上プログラム、栄養改善プログラムを実施することにより、セルフケアの方法を学び、状態の改善による生活機能の向上、要介護状態の回復、要介護状態になることの予防を目的として実施するサービスであり、終了後は、いきいき百歳体操等の地域の運動等の通いの場などの利用や、自宅で生活機能や状態の維持・向上等の介護予防の取り組みを継続していただくこととしています。</p> <p>したがって、原則、本プログラムを一度利用すると実施年度に関わらず、再利用をすることはできないこととしていますが、介護予防の取り組みの重要性については、本市も認識しているところであり、今後、利用者の要望等を踏まえて次期介護保険事業計画までに検討してまいります。</p>
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話 06-6208-8028</p>

番号	
項目	<p>選択型通所（第1号通所）事業において、はり師・きゅう師以外の機能訓練指導員が在籍する施設・事業所にて6カ月以上の実務を経ることで、機能訓練指導員の要件を満たすことで要望いたします。</p>
<p>(回答)</p> <p>通所介護事業所において「日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者」として機能訓練指導員の配置を要件としていますが、平成30年度介護報酬改定より新たに機能訓練指導員の対象となる資格に「一定の実務経験を有するはり師・きゅう師」が追加されたことに伴い、本市通所介護・介護予防型通所サービス・短時間型通所サービスにおける機能訓練指導員の資格についても同様の対応を行ったところです。</p> <p>また、本市選択型通所サービスにおける機能訓練指導員の資格につきましても、はり師・きゅう師も問題ないものと考えており、今後は事業者へのよりわかりやすい周知に努めてまいります。</p>	
担当	<p>福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ）電話 06-6208-8028  福祉局 高齢者施策部 介護保険課（指定・指導グループ）電話：06-6241-6310</p>